

全国緊急一斉点検結果において改善が必要とされた項目に関する 対応状況の公表について

令和 8 年 9 月 4 日
中央共同募金会

令和 8 年 7 月 17 日に結果を公表した全国緊急一斉点検において、改善が必要とされた項目について、令和 8 年 8 月 31 日までの対応状況についてお知らせします。

1 基礎的事項

・口座や届出印を管理する担当者については、44 県の共同募金会において、経理規程または準ずる内規等に規定があったが、2 県の共同募金会において規定がなかったため、今後は規程の整備が必要である。([1-2])

・該当する 2 県の共同募金会において、担当者に関する規程又は内規を整備した。

2 一人では支出・入金ができない体制であるか

・45 県の共同募金会において、預金通帳、証書、金融機関届印の管理者は異なっている。一方で、1 県の共同募金会においては、規程上の管理者は異なっていなかったものの、実務上取扱者は異なっていたため、今後は実態に合わせた形で規程改正を行うことが必要である。([2-1])

・該当する 1 県の共同募金会において、実態に合わせて規程を運用するように改善が行われた。

・44 県の共同募金会において、金融機関届出印は会計責任者等の届出印管理者が押印している。一方で、2 県の共同募金会において、届出印管理者の確認のもとに、他の職員が押印していたため、今後は届出印管理者が押印することが必要である。([2-3])

・該当する 2 県の共同募金会において、届出印管理者による押印を行うよう改善が行われた。

・38 県の共同募金会において、支払は、毎週〇曜日、毎月末日、など日にちを決めて行っているが、8 県の共同募金会において、日にちを決めず、請求に基づいて適時支払いを行っていたため、今後は日にちを決めて支出を行うことが必要である。([2-5])

・該当する 8 県の共同募金会において、原則として適時支払いをやめ、定められた日に支出を行うよう事務の取扱を改善した。

・44 県の共同募金会において、規程に定められた金額以上の支出を行う場合に、規定された決裁者（会長、副会長、理事会）による決裁に基づいて行われている。しかし、2 県の共同募金会においては経理規程上、支出金額による決裁権者の定めがない状態であったため、今後は支出金額による決裁者を規定することが必要である。（[2-9]）

・該当する 2 県の共同募金会において、規程に支出金額に応じた決裁権者が定められた。

・インターネットバンキングを利用している 43 県の共同募金会のうち、39 県の共同募金会において、振込承認決定権者を振込依頼書作成者と分けて承認者が設定されている。一方で、4 県の共同募金会において、振込承認決定権者と振込依頼書作成者を分けて承認者が設定されていなかったため、今後は両者を分けて設定することが必要である。（[2-14]）

・該当する 3 県の共同募金会において、振込承認決定権者と振込依頼書作成者を分けて設定するよう改善が行われた。

・該当する 1 県の共同募金会においては、引き続き振込承認決定権者も振込依頼書を作成する場合がある運用となっているが、振込承認決定者が振込依頼書を作成した場合は振込依頼書の作成者とは異なる振込承認決定権者が承認するシステムになっていることから牽制ができています。

・インターネットバンキングを利用している 43 県の共同募金会のうち、33 県共同募金会がパスワードを定期的に変更している。しかし、10 県の共同募金会においてパスワードを定期的に変更していないため、今後は定期的に変更することが必要である。（[2-16]）

・該当する 10 県の共同募金会において、パスワードを定期的に変更するよう改善が行われた。

3 金融機関の口座が適正に管理されているか（簿外口座がないか）

・会計帳簿、月次報告書に計上されていない簿外の預金口座がないかについて、43 県の共同募金会において取引金融機関に確認を行った結果、簿外の預金口座はなかった。しかし、3 県の共同募金会において、現在使用していない口座や、NHK 歳末たすけあいで使用している経理上登録を行っていない口座があった。現在使用していない口座については、速やかに解約手続き行うとともに、使用実態

がある口座については経理上登録することが必要である。([3-2])

- ・該当する 2 県の共同募金会において、現在使用していない口座の解約手続きを行った。
- ・該当する 1 県の共同募金会において、経理上登録を行っていない口座について令和 8 年度より会計帳簿に登録を行った。

4 預金額や取引内容を適正に把握しているか

・45 県の共同募金会において、決算時に取引金融機関支店から全口座の残高証明をとっている。しかし、1 県の共同募金会において、市町村共同募金委員会名義の口座や NHK 歳末たすけあいの口座等一部の口座に関して残高証明をとっていなかったため、今後は、全ての口座について残高証明をとることが必要である。([4-1])

- ・該当する 1 県の共同募金会において、令和 8 年度決算から全ての口座の残高証明を発行するよう改善の予定である。

7 現金の取扱いが適正に行われているか

・44 県の共同募金会において、窓口等で現金を受領した寄付金は、その場で複数名もしくは寄付者と確認し、直ちに受領書または領収書を発行したうえで、金融機関口座に預け入れが行われている。しかし、2 県の共同募金会において、決まった預け入れ日までの間や 3 日間以内であれば金庫で保管できる運用だったことから、今後は速やかに預け入れを行うことが必要である。([7-1])

- ・該当する 1 県の共同募金会において、規程にかかわらず、受け入れた現金については当日中（金融機関の営業時間終了後の場合には、翌営業日）に金融機関に預ける運用としていることが確認されるとともに、引き続き当該運用を続けるとの回答がなされた。
- ・該当する 1 県の共同募金会において、今後は受領した現金の記録簿を作成したうえで、速やかに金融機関へ預け入れるよう改善が行われた。

・42 県の共同募金会において、受領した現金を直ちに金融機関への預け入れできない場合、会計補助簿（現金出納帳等）に記録のうえ、金庫に施錠保管している。一方で、4 県の共同募金会では金庫に保管を行っているものの、会計補助簿（現金出納帳等）を使用していなかったため、今後は会計補助簿を使用することが必要である。([7-2])

- ・該当する 4 県の共同募金会において、会計補助簿を使用するよう改善が行われた。

・45 県の共同募金会において、募金箱の開封は複数人が立ち合い、金額集計を行い、開封月日・設置場所・金額を記した書面等を作成している。一方で、1 県の共同募金会において、複数人の立ち合い、設置場所の記録ができていなかったため、今後は複数人の立ち合い、設置場所の記録が必要である。([7-3])

・該当する 1 県の共同募金会において、複数人の立ち合いを行うよう運用が変更された。

・45 県の共同募金会において、金融機関口座から現金を出金する場合、会計責任者が払い戻し請求書と出金伝票及び証憑書類を照合のうえ、金融機関届出印が押印されている。しかし、1 県の共同募金会において、出納責任者が照合の上押印していたため、今後は会計責任者が照合し押印することが必要である。([7-5])

・改めて該当する 1 県の共同募金会に確認したところ、会計責任者が払い戻し請求書と出金伝票及び証憑書類を照合のうえ、金融機関届出印を押印しているとのことであり、上記の懸念の指摘は一斉点検時の集計上の誤りであったことが判明した。したがって、全ての共同募金会において適切に対応されていることが確認された。

8 書き損じの領収書等の取扱いが適正に行われているか

・43 県の共同募金会において、受領書または領収書の書損の管理や、発行済み領収書に誤りがあり再発行する際に誤りのあった領収書を返納させるなどの管理を行っている。一方で、3 県の共同募金会において発行先において破棄を依頼していたため、今後は返納を求めることが必要である。([8-1])

・該当する 2 県の共同募金会において、領収書に誤りがあった場合、破棄ではなく返納させるよう改善が行われた。
・該当する 1 県の共同募金会においては、現時点で対応がなされていないため、引き続き改善を求めていくものである。

・44 県の共同募金会において、支出伝票や払込票、現金を払い出す場合の払出票について、押印後に仕損じが確認された場合は、当該払出票の押印部分に二重線を引いて、確実に取消されるようにしている。一方で、2 県の共同募金会において、上記の取消方法が行われていなかったため、今後は当該払出票の押印部分に二重線を引いて、確実に取消されることが必要である。([8-2])

・該当する 2 県の共同募金会において、押印部分に二重線を引いて、確実に取消処理を行うよう改善が行われた。